

新長崎県庁舎（行政棟・議会棟・駐車場棟）実施設計の概要

長崎県総務部県庁舎建設課

行政棟・議会棟設計:

日建・松林・池田特定建設関連業務委託共同企業体

駐車場棟設計:

飛鳥・M - P L A N特定建設関連業務委託共同体

県民とともに新しい時代を切り拓く新県庁舎をつくります

新たな県庁舎は、東側に長崎市中心市街、西側に稲佐山、南側に長崎港、北側に新 JR 長崎駅舎が位置する、長崎市の中心域に整備する予定としています。

庁舎（行政棟、議会棟、警察棟、駐車場棟）は、緑が一体的につながる「丘のような庁舎」として整備し、敷地全体として、水辺の森公園などの周辺地域や、「港」の風景との調和が図られるような設計としています。

また、「県民生活の安全・安心を支える庁舎」、「県民サービス向上のための機能的で新時代環境共生型の庁舎」、「県民に優しく、県民が親しみをを感じる庁舎」とすることを基本方針として、設計において様々な工夫を行っています。



※ 新 JR 長崎駅舎からの接続デッキと旭大橋を表示していますが、接続デッキは旭大橋の低床化後に設置する予定としています。このため、両方が並存することはありませんが、新庁舎と各々の関係を示すために、並存表示としています。
※ なお、接続デッキの完成時期や設置位置、形状は未定です。
※ 本イメージパースはあくまでイメージであり、変更となることがあります。
※ 防災緑地は別途設計するため、イメージを示しています。

■ 建築計画概要

- ・ 計画地：長崎県長崎市尾上町 13-1 の一部他
- ・ 敷地面積：30,182 ㎡
- ・ 用途地域：

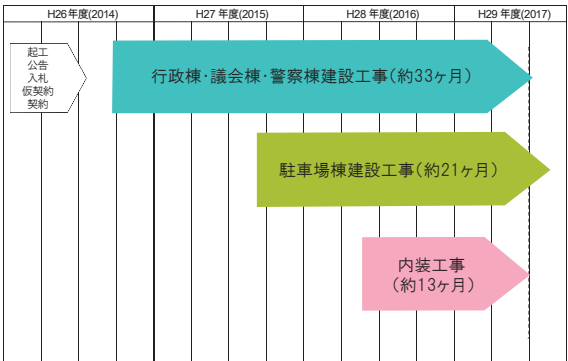
商業地域
建ぺい率：80%
容積率：400%

※地区計画策定、防火地域指定

■ 建物概要

棟名	行政棟	議会棟	駐車場棟	警察棟
用途	庁舎	庁舎	駐車場	庁舎
建築面積	10,588 ㎡	1,939 ㎡	4,832 ㎡	4,206 ㎡
延床面積	46,565 ㎡	6,699 ㎡	11,639 ㎡	21,734 ㎡
駐車台数	43 台	-	352 台	55 台
階数	地上 8 階 地下階無	地上 5 階（一部塔屋あり） 地下階無	地上 3 階 地下階無	地上 8 階 地下階無
構造	鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造	鉄筋 コンクリート造 一部鉄骨造
最高高さ （標高）	39.96 m （ T P 43.71 m ）	27.75 m （ T P 31.50 m ）	10.32 m （ T P 13.40 m ）	35.46 m （ T P 39.98 m ）

■ 整備スケジュール

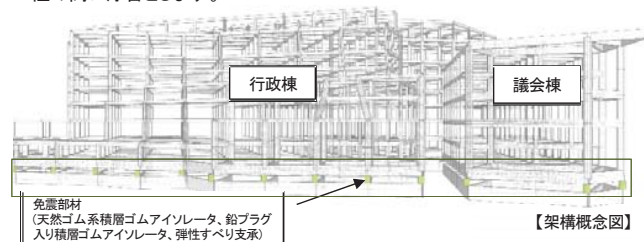


01. 県民生活の安全・安心を支える庁舎

新庁舎は、重要な防災拠点施設であることから、各種災害に対する高い安全性を確保し、災害等発生時には、防災拠点としての県の司令塔機能を十分に発揮でき、災害状況に応じて、エントランスホールを一時的な避難や医療活動の場として活用するなど災害対策活動を支援する庁舎とします。

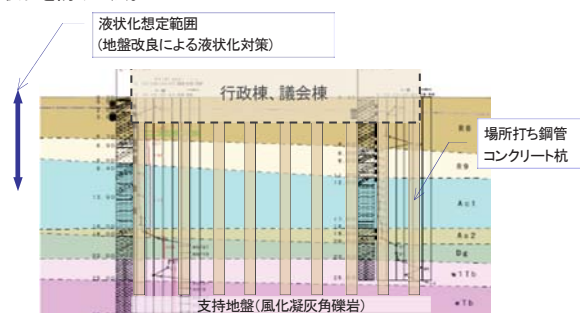
耐震性に優れた庁舎とします

- 地震等災害発生時においても、災害対策業務や通常の業務を継続して行うことができるよう、庁舎の構造体や建築設備等は、国が定める耐震基準の最高ランクのものを採用することとし、さらに、行政棟・議会棟は、免震構造の建物とすることにより、書架やOA機器等の損傷や散乱の発生を抑えた安全性の高い庁舎とします。



- 庁舎敷地においては、液状化対策に効果の高い「砂杭締め固め工法(※)」を用いた地盤改良工事を行った上、支持地盤まで杭基礎を施工し、建物の安全性を確保します。

※地中に穴を掘って砂を押し込むことで砂杭を作り、地盤の密度を増加させ液状化を防ぐ工法。

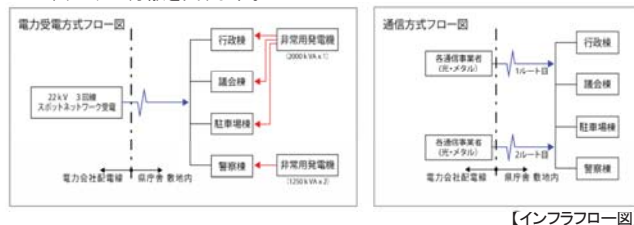


- 東海・東南海・南海・日向灘を震源とする4連動地震の津波シミュレーションの結果(※)を踏まえ、行政棟、議会棟の1階フロアの主要な床の高さを標高4.8m程度とし、津波等に対する安全性を確保します。また、庁舎内のライフラインの安全性を確保するため、主要な機械室は、2階以上に配置します。

※国が行った同シミュレーションでは、長崎市において標高4mの最大津波高（最大水位）が予測されています。

災害発生時にも必要なライフラインを維持します

- 電力の受電は、災害発生時の信頼性に優れた特別高圧3回線スポットネットワーク受電方式(※)による整備を行い、通信回線は2経路から引き込むことで、リスクの分散を図ります。



- 停電時における非常用発電機は、都市ガスと液体燃料の両方で運転ができ、1週間程度の連続運転が可能な設備とします。
- 空調や給湯の熱源として、電気や都市ガス等の複数の熱源を利用することができる信頼性の高いシステムを採用します。
- 災害発生時の対応として、飲料水は貯水槽の整備により、トイレの洗浄水等の雑用水は井水設備(地下水)や中水設備(再利用水)等の整備により、職員と一時避難者が必要とする水量の4日間分以上の水を確保します。また、下水道への排水不能時の対策として、緊急排水槽の設置により7日間分以上の排水量を貯留可能とし、上下水道途絶時においても、必要な機能を維持します。

※変電所から3回線の配電線で繋げる受電方式。停電する確率がきわめて低く、停電・復電操作も自動化されており、運用がしやすいといったメリットがあります。



防災拠点としての県の司令塔機能を十分に発揮し、災害対策活動を支援します

- 災害対策本部室など、危機管理部門の諸室を行政棟の3階に集約し、大規模災害時において災害対策本部業務が円滑で効率的に行えるようにします。
- 行政棟の屋上には防災ヘリコプター等が着陸できるヘリポートを設置し、災害時の情報収集や救助活動等を迅速かつ的確に行います。



- 災害時の物資輸送等の拠点となる耐震岸壁や防災緑地が隣接していることから、連携した災害対策活動が可能です。また、災害状況に応じて、エントランスホールを一時的な避難や医療活動の場として活用するなど災害対策活動を支援します。



02. 県民サービス向上のための機能的で新時代環境共生型の庁舎

新庁舎は、現在分散している本庁機能を集約し、効率的な業務の推進や新たな施策創出を促進する執務環境を整備することにより、県民サービスをさらに向上させるための機能的な庁舎とします。また、エネルギーを効率的に利用する設備システムの導入や、自然エネルギーを活用した太陽光発電設備の整備など、省資源・省エネルギーに配慮した庁舎とします。

分散している本庁機能を集約化し、コンパクトで低コストな庁舎とします

- 現在分散している本庁機能を集約し、県民の皆様の利用しやすさや、業務の効率性の向上を図ります。また、整備にあたっては、現庁舎の規模を基本として必要最小限度の機能のみを付加し、華美な装飾や地下駐車場は設けないなど、コンパクトで低コストな庁舎とします。
- 執務室をオープンフロアにして、職員間のコミュニケーションや情報共有化を図り、部局間の横断的な業務を進めやすくして、新たな施策創出を促進し、県民サービスの更なる向上を図ります。また、将来の組織改正や業務内容の変化等にも柔軟に対応しやすいユニバーサルプランレイアウト(※)を採用します。
- 県議会の本会議場は、駐車場棟の屋上広場や将来的な新駅舎からのアクセスのしやすさに配慮して、議会棟の3階に配置します。また、議会棟の4階には委員会室を配置し、全ての常任委員会が同時に、同じフロアで開催できるようにします。

※スペースを標準化し、人事異動や組織改正にともなう席次の変更があっても基本的にレイアウトを変更せず、人や必要書類の移動のみで対応ができるようにするレイアウトプランです。

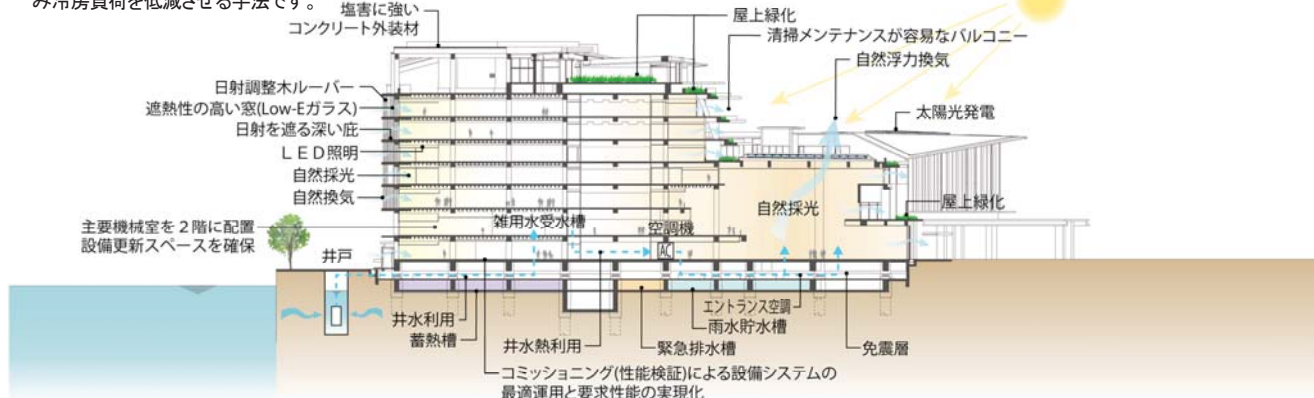


【議会棟 本会議場】

省エネルギーや二酸化炭素等の温室効果ガス排出量の削減による低炭素社会の実現を目指した取り組みを行います

- 行政棟及び議会棟については設計段階から建物や設備等の環境性能の検証を行い、省エネルギーと環境負荷低減に有効な対策を実施し、CASBEE（建築物の環境性能を総合的に評価するシステム）の最高ランク（Sランク）を取得しました。
- 屋上等の緑化やルーバーの設置、日射を遮る深い庇、遮熱性の高い窓（Low-E ガラス）の採用により建物への熱負荷を低減するとともに、LED 照明をはじめ、高効率設備機器や節水型衛生器具等の省エネルギー機器を導入します。また、照明のセンサー制御、空調機器等のインバーター制御など省エネルギー効果の高い制御方式を採用します。
- 太陽光発電（50kW）、井水熱を利用した空調（エントランス部分）、自然採光や自然通風、外気冷房やナイトバージ(※)など、自然エネルギーを積極的に活用した施設等の整備により、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出量を削減します。
- 新庁舎の運用開始後においては、BEMS（エネルギー管理システム）の導入により、設備や機器の運転データとエネルギー使用量データを蓄積、解析し、効率良く制御することでエネルギー消費量の最適化と低減を図ります。
- 来庁者用駐車場には、電気自動車の普通充電設備を2基設置し、利用者の利便性向上と、普及の促進を図ります。

※夏期、中間期の夜間や早朝時に、室内より温度の低い外気を室内へ取り込み冷房負荷を低減させる手法です。



【様々な環境配慮設備等による消費エネルギー及び二酸化炭素等温室効果ガスの削減】

県民に開かれた庁舎とするとともに、県が保有する個人情報や内部情報などについては適切なセキュリティを確保します

- エントランスホールや県政等情報の発信ゾーン、食堂、展望施設などは県民の皆様が気軽に訪れ、自由に利用できるよう整備します。また、執務室と来庁者利用ゾーンを明確に区分し、来庁される方に対する職員の対応は、来庁者利用ゾーンに向いて行うものとしします。
- 閉庁日や勤務時間外の執務室の入退室管理は、ICカードを活用し、適切なセキュリティを確保します。



【行政棟基準階の執務室、来庁者利用ゾーン】

03. 県民に優しく、県民が親しみをを感じる庁舎

新庁舎は、ユニバーサルデザインの考え方にに基づき、高齢の方や障害のある方など来庁される誰もが、安心して快適に利用できる庁舎とします。また、エントランスホールや食堂、展望施設等は、県民の皆様に自由に利用していただけるようにします。

来庁される誰もが安心して快適に利用できる庁舎とします

- 公道から行政棟及び議会棟の正面玄関に至る経路は、段差のない広く緩やかなスロープとして整備し、庁舎の建物内においては、高齢の方や車椅子を利用される方などが安心して快適に利用できるようにします。
- 正面玄関及び南側入口には、人体に反応して音声案内が流れる装置を設置します。また、それらの場所並びに身障者用駐車場付近には、総合案内(夜間は守衛室)への呼び出しができるインターホンを設置します。
- 身障者用駐車スペースとして、行政棟正面玄関横のロータリー付近に4台分、来庁者駐車場棟内に2台分を整備します。
- 行政棟の全ての階に多目的トイレを設置し、内部には、折りたたみ式多目的シート(介護が必要な方の簡易なベッド、1階のみ)をはじめ、オストメイト対応トイレ、ベビーチェア、音声案内装置、火災発生時の警告灯を整備します。なお、行政棟の1階には、男女別の多目的トイレを設置します。また、議会棟の全ての階にもオストメイト対応などの多目的トイレを設置します。
- 行政棟及び議会棟のエレベーターにはガラスの小窓を取り付け、聴覚に障害のある方も安心して利用できるようにします。



【多目的トイレ設置器具のイメージ】



【北側から見た新庁舎の全景】

県民の皆様に自由に利用いただける施設やスペースを設けます

- 行政棟1階のエントランスホールや協働活動スペース、8階の展望施設・展望テラスは、閉庁日にも利用できるようにします。



【行政棟1階 エントランスホールから見た総合案内、情報発信ゾーン】

- 庁舎敷地や駐車場棟の屋上広場は、隣接する防災緑地とともに、自由に利用できる公園的な空間とします。
- 行政棟の1階には、各種イベントにも利用できる吹き抜けの開放的な空間を持つエントランスホールを配置し、総合案内のほか、来庁される方が気軽に利用できるカフェやキッズエリア、授乳室を設置します。また、行政情報やお知らせ情報などの表示をはじめ、イベント時にも活用できる大型ビジョンを設置します。



【行政棟1階 情報発信ゾーン、協働活動スペース】

- エントランスホールに隣接する情報発信ゾーンには、県政情報をはじめ、県産品展示や観光等の情報発信スペースを設け、来庁された方が容易に各種情報を入手することができるようにします。また、NPO団体や県民の皆様と県職員が協働活動を行うことができるオープンな空間とします。
- 行政棟2階の食堂や最上階の展望施設・展望テラスは、長崎港をはじめ、長崎市街地の眺望を楽しむことができる空間とします。



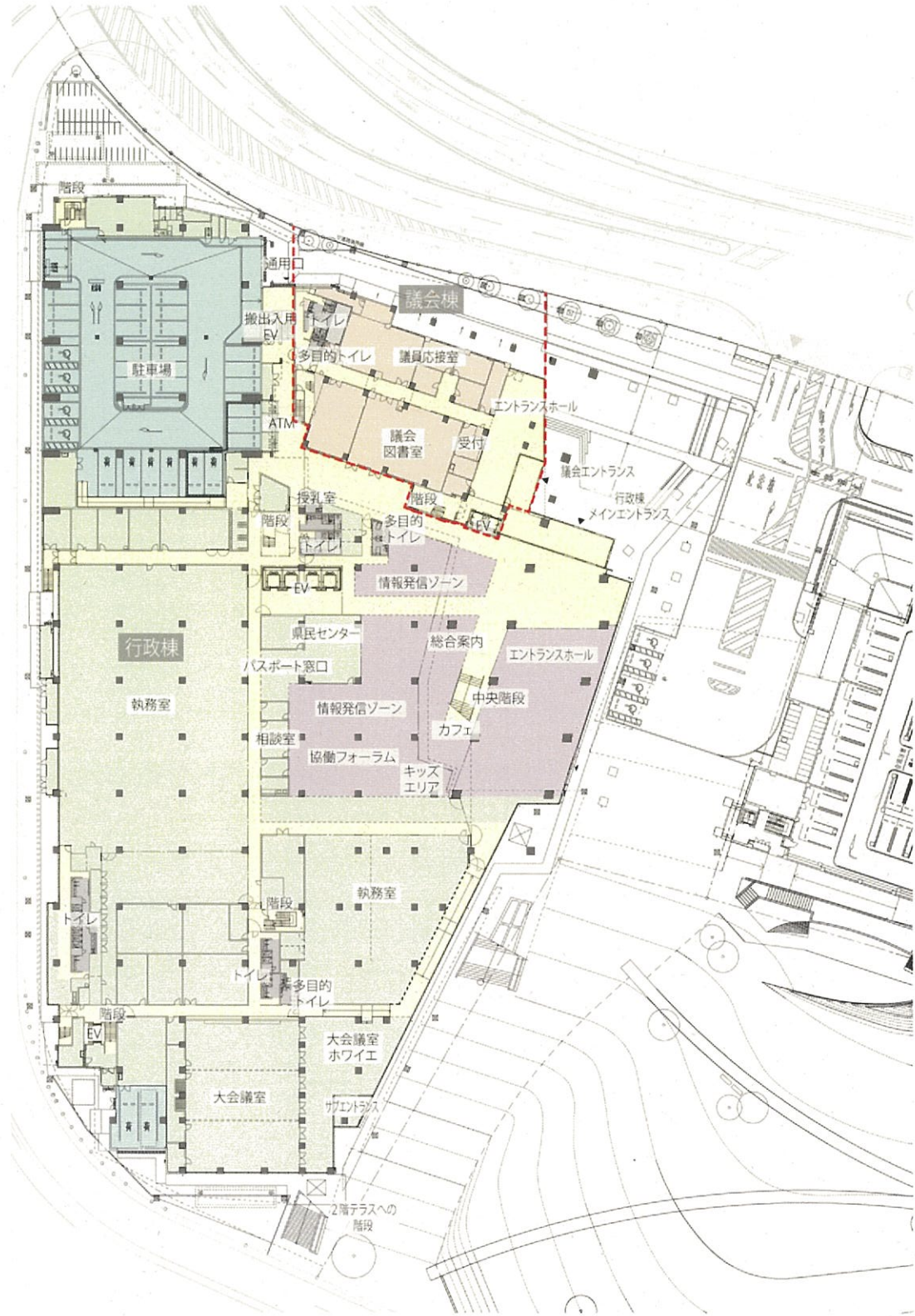
【行政棟8階 展望施設】

- 県産木材や陶磁器など親しみのある県内産資材を活用します。(総合案内の受付や食堂のカウンター、情報発信ゾーンの案内サインなど)

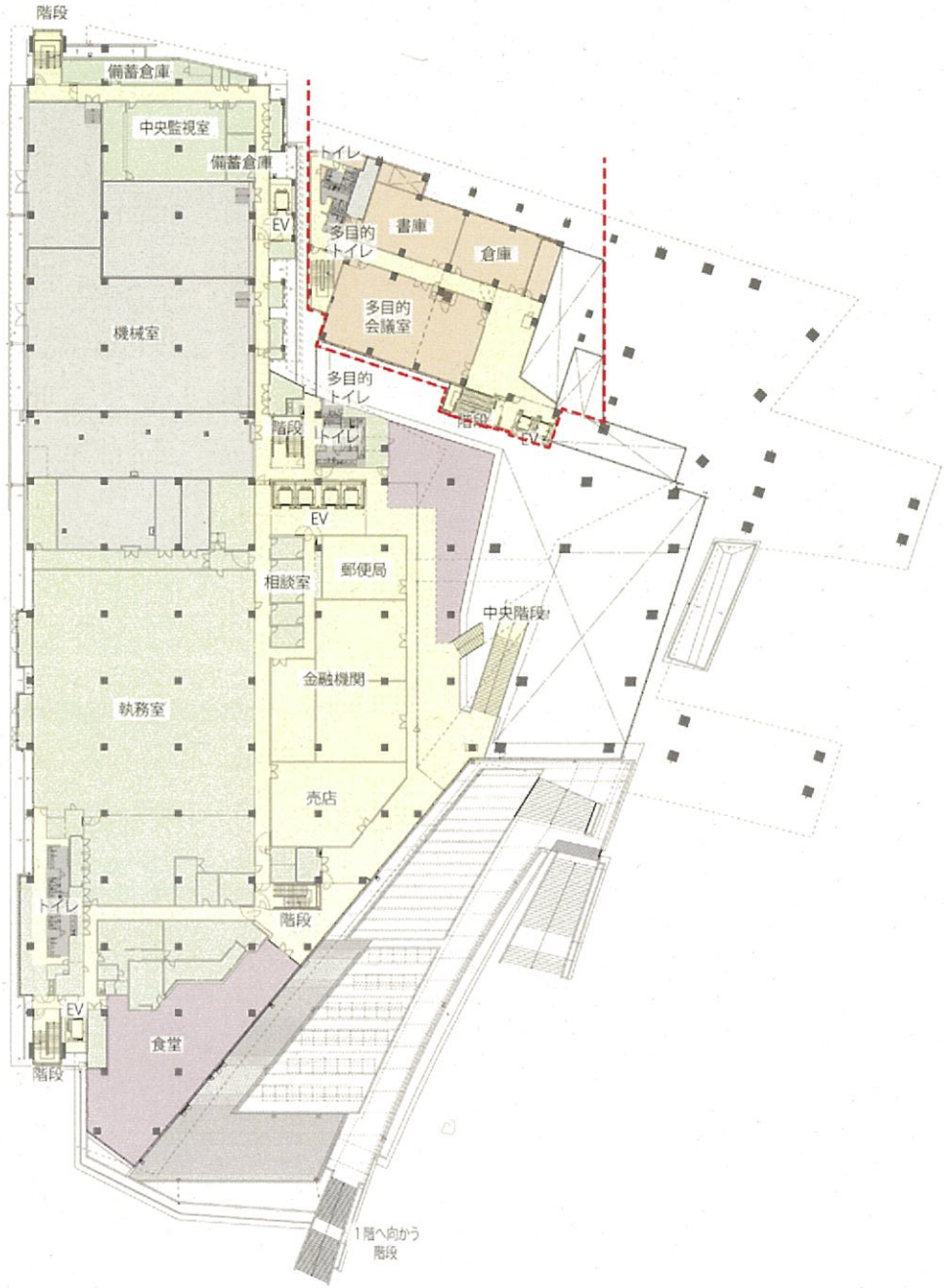


【行政棟2階 食堂】

行政棟・議会棟平面図



1階 平面図



2階 平面図

- 凡例
- : 共用スペース
 - : 専用スペース
 - : 来庁スペース
 - : 機械室等
 - : 駐車場
 - : 議会専用スペース



S=1/1000



3階 平面図



4階 平面図



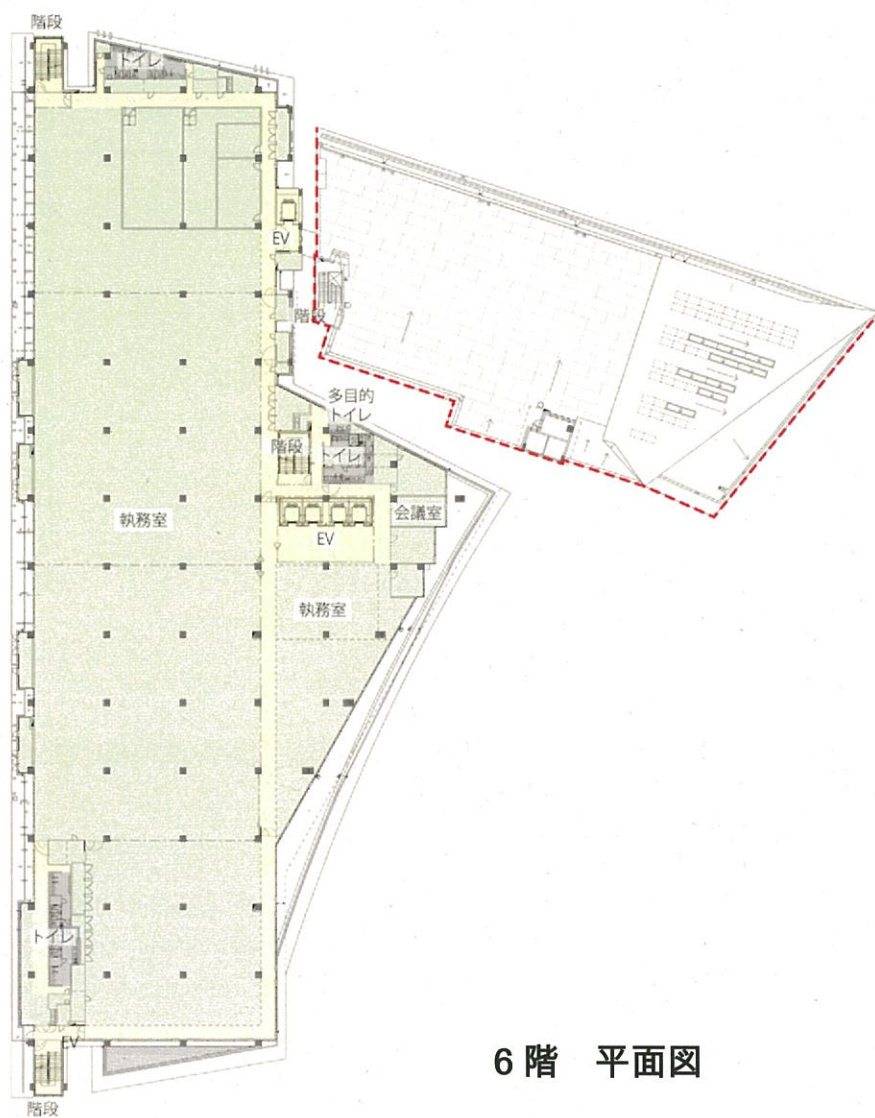
5階 平面図

凡例

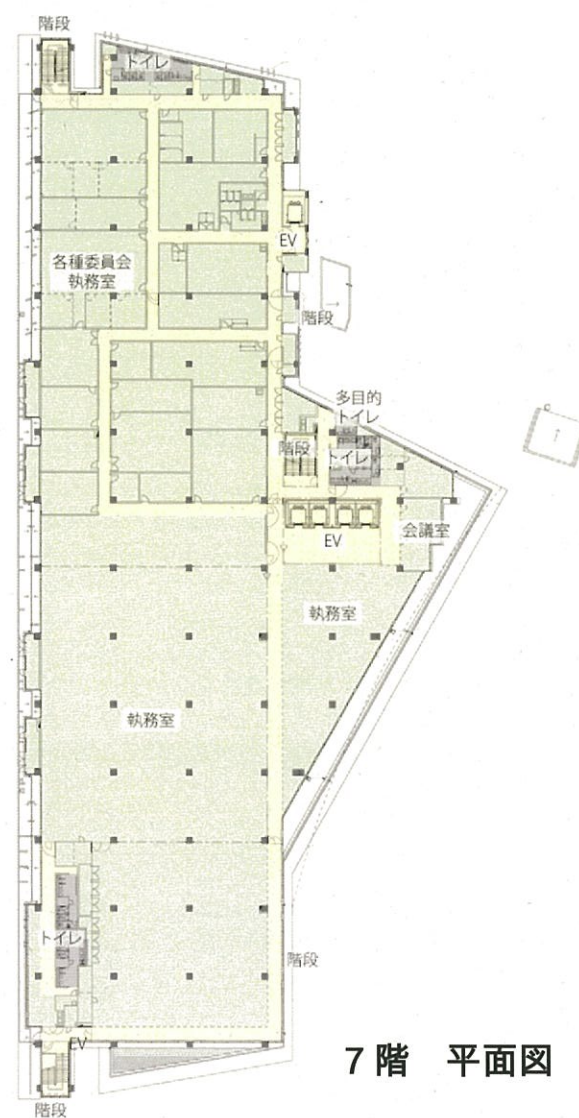
- : 共用スペース
- : 専用スペース
- : 来庁スペース
- : 機械室等
- : 駐車場
- : 議会専用スペース



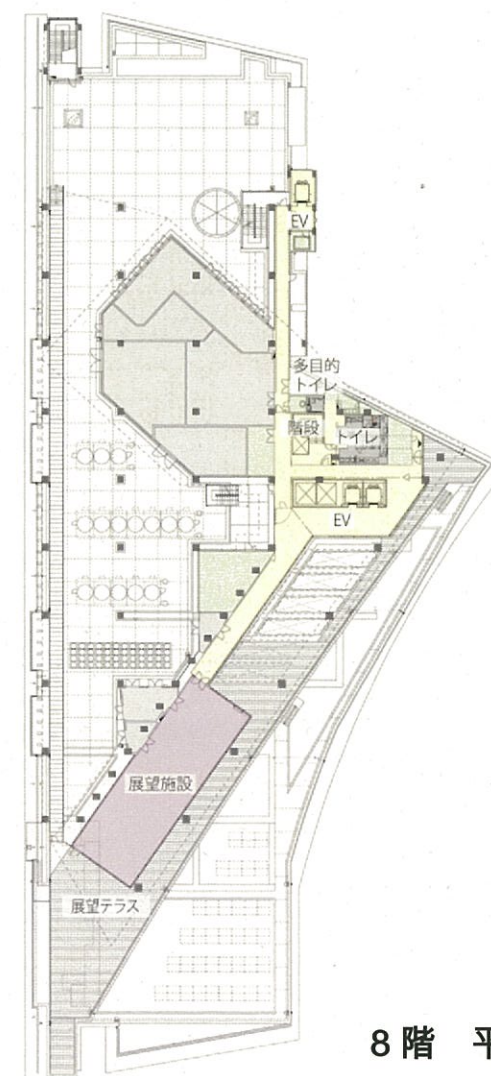
S=1/1000



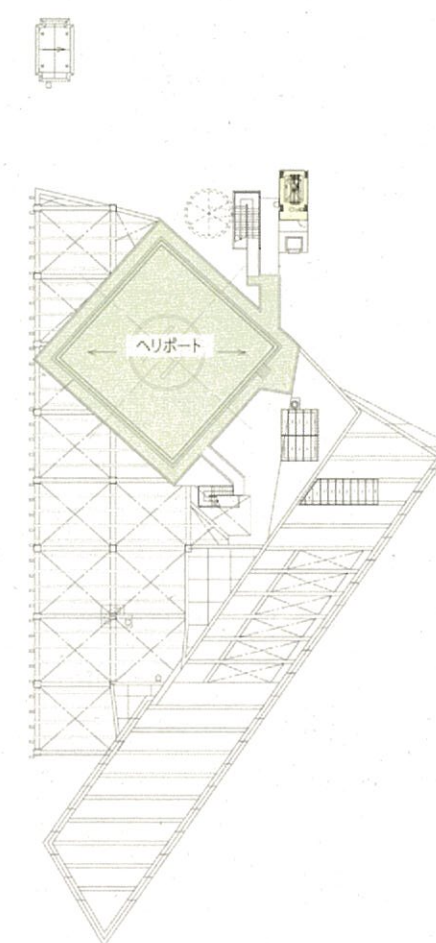
6階 平面図



7階 平面図



8階 平面図



R階 平面図

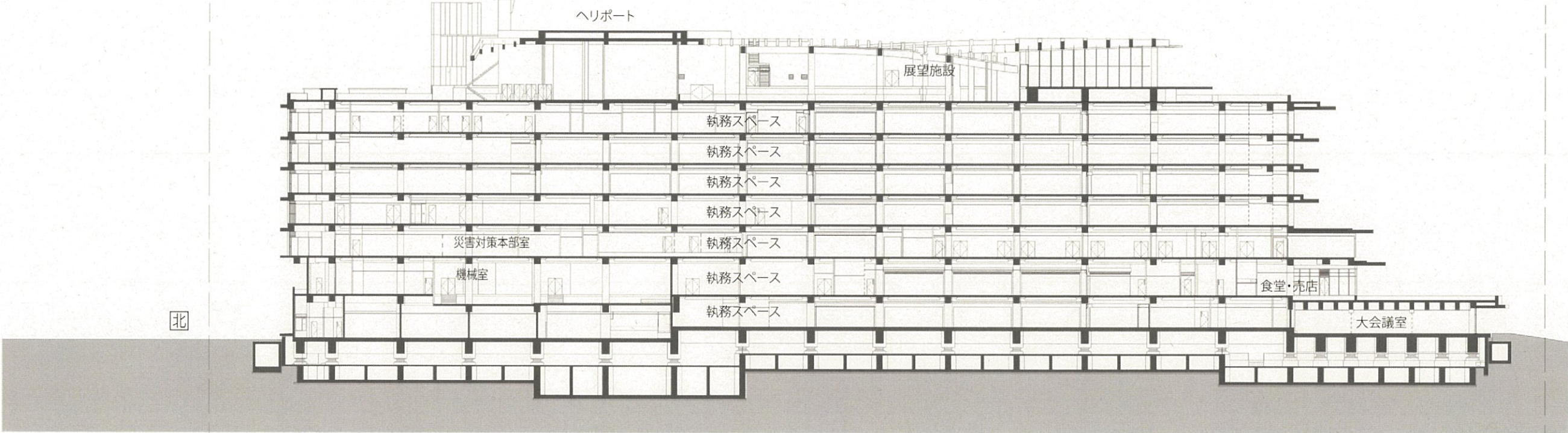
凡例

- : 共用スペース
- : 専用スペース
- : 来庁スペース
- : 機械室等
- : 駐車場
- : 議会専用スペース

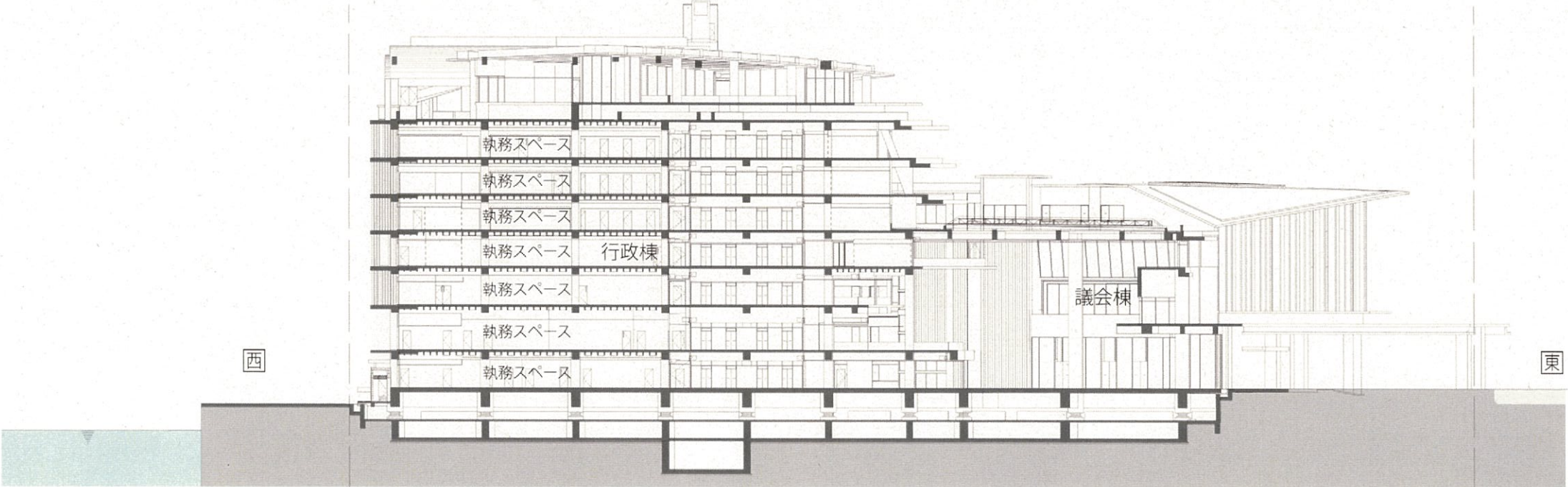


S=1/1000

行政棟・議会棟断面図

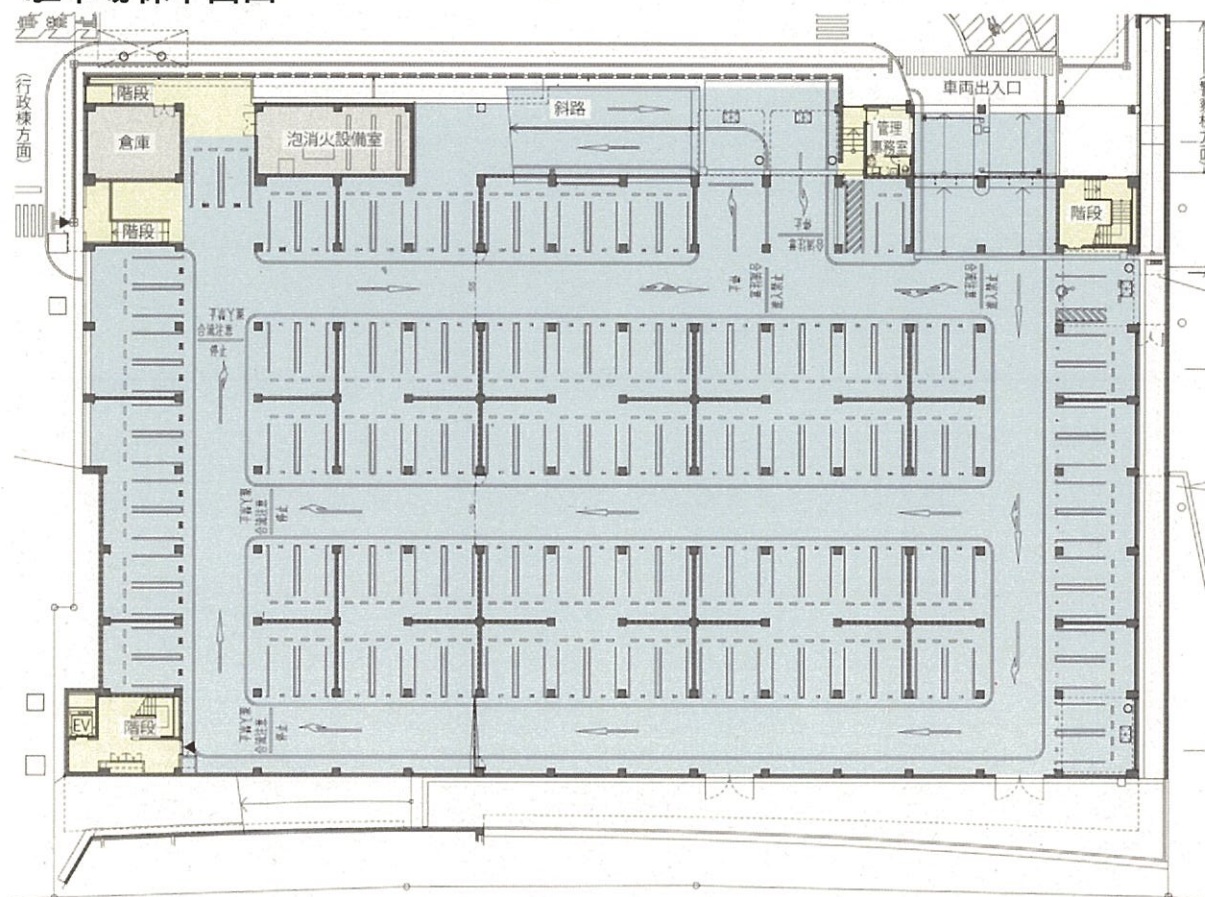


北～南 断面図

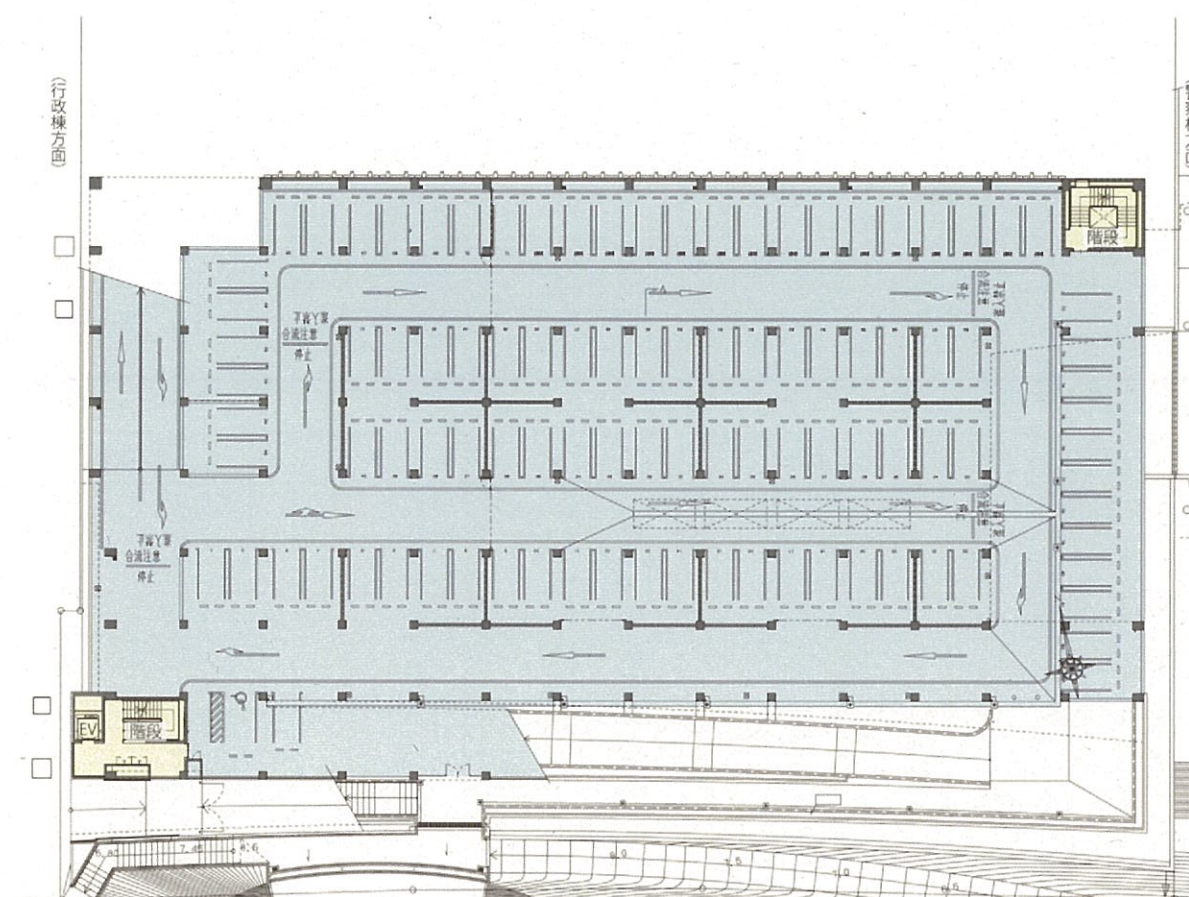


西～東 断面図

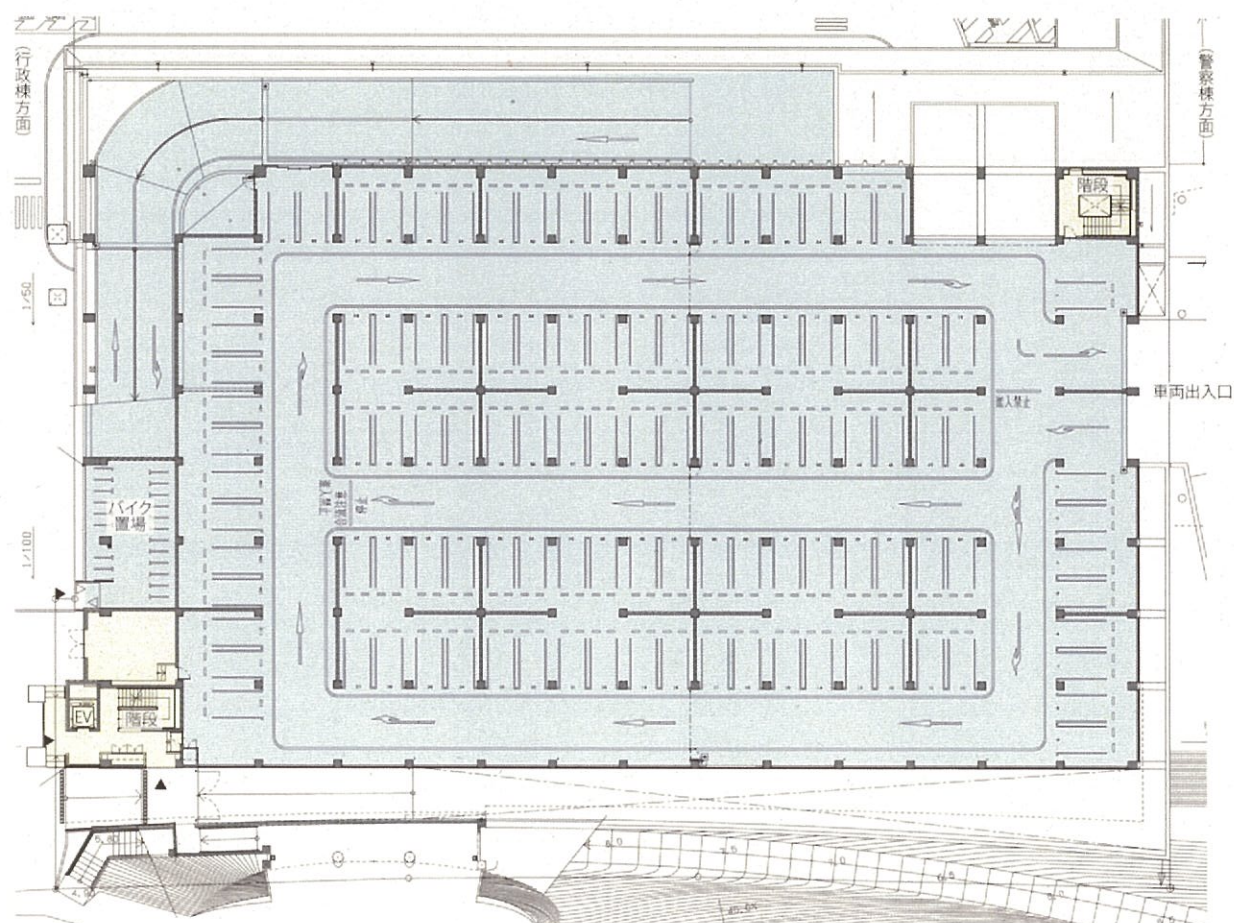
駐車場棟平面図



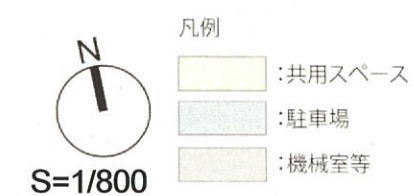
1階 平面図



3階 平面図



2階 平面図



第26回住宅市街地整備推進協議会全国会議

現地視察

住宅市街地総合整備事業(南大浦地区)

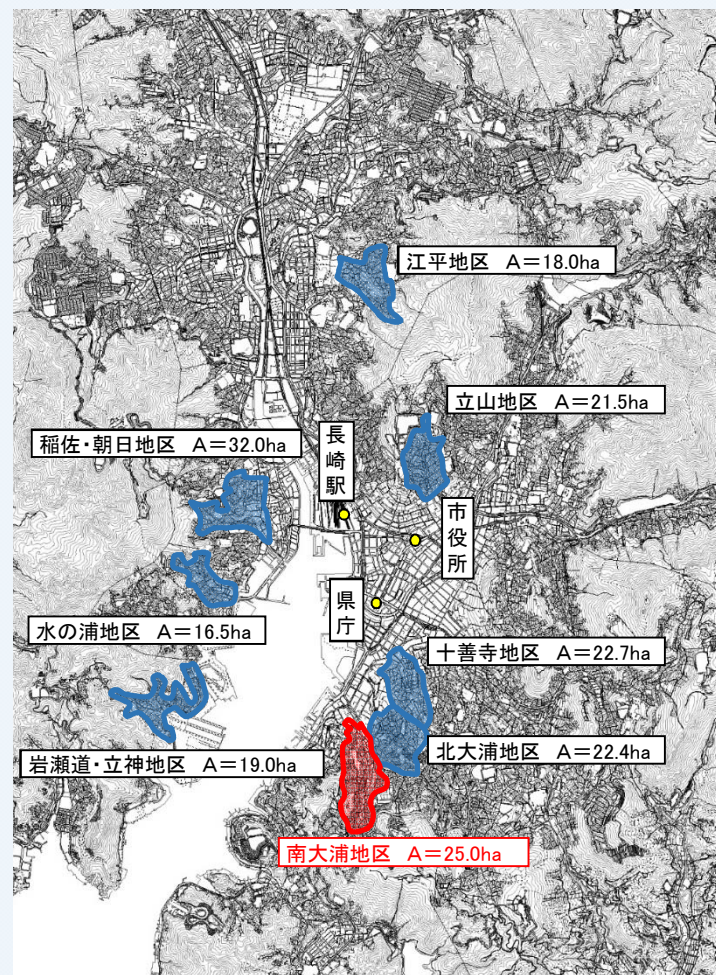
共同建替促進事業

長崎市まちづくり部まちづくり推進室

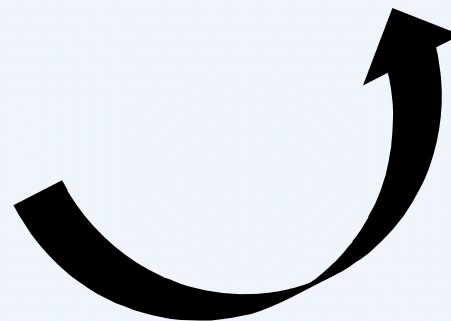
平成28年5月

位置図

住宅市街地総合整備事業(8地区)



南大浦地区共同建替促進事業エリア



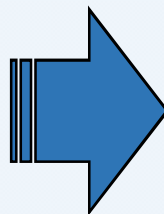
2つの老朽化した市場等

⇒ 共同建替えエリア

老朽化市場2棟ほか



除却後



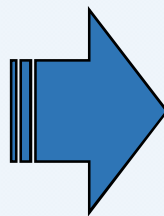
建替困難な戸建住宅

⇒福祉・医療施設予定エリア

未接道・密集住宅



除却後



周辺の道路環境

有効幅員4m未満



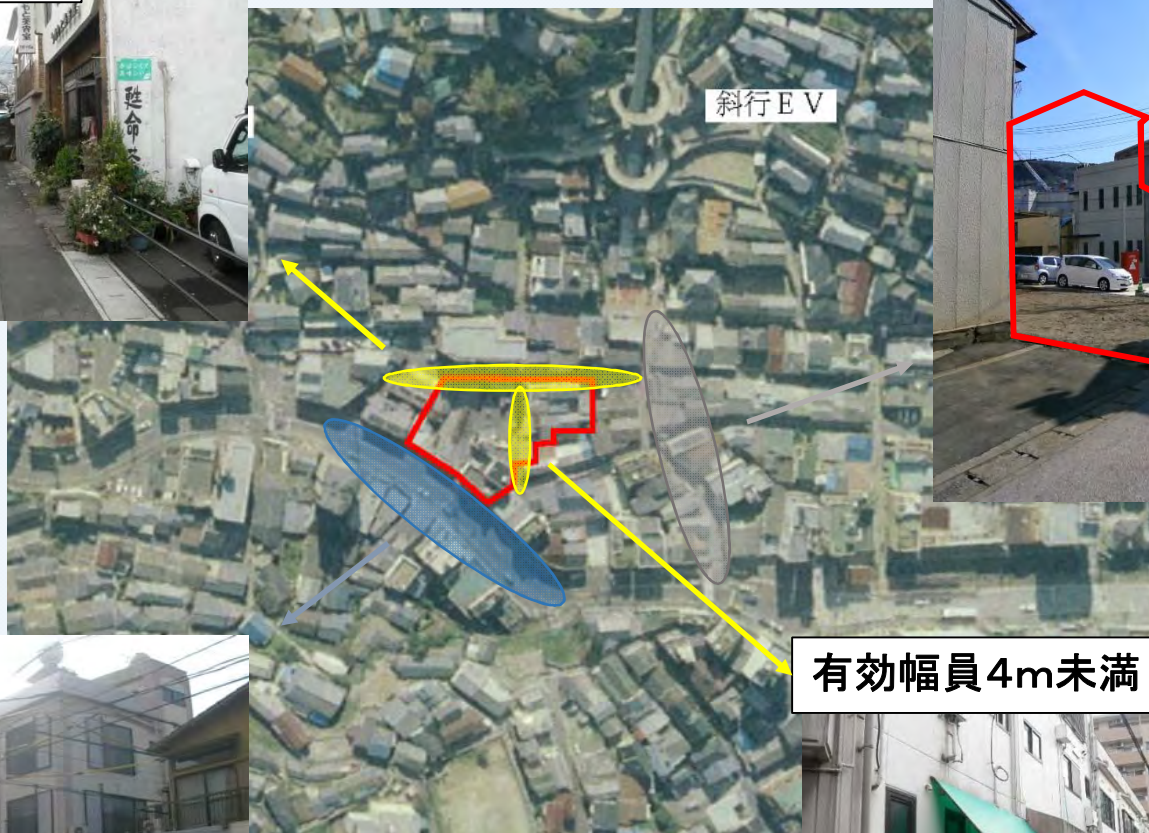
6m道路整備中



幹線道路



有効幅員4m未満



権利者等組織

○権利者協力会(平成21年度設立)

土地・建物所有者総数26名ほか



○共同住宅権利者協力会(平成23年度設立)

土地・建物所有者総数26名

○建替促進事業組合(平成26年度設立)

土地・建物所有者総数4名

事業着手

南大浦まちづくりニュース

発行日：平成21年6月30日

編集：長崎市まちづくり推進室（担当：中村、山本）

電話：095-820-1178

[Vol.2]

南大浦地区建替事業 協力会が始動 !!

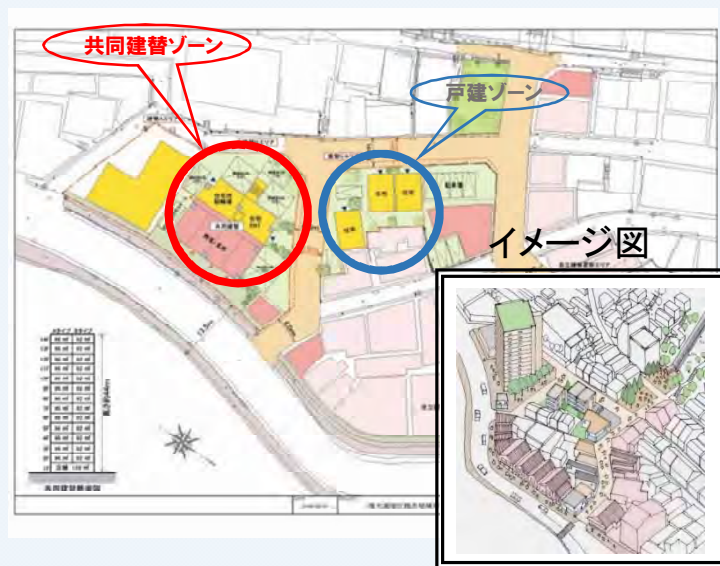
南大浦地区は、市南地境・公共施設の改善を図るため、市内の中でも優先的に道路整備や広場整備がすすめられています。同時に地元住民の皆さんによるまちづくり協議会が中心となつて、まちづくり活動が行われています。大浦中央市場や華菜市場の周辺地域では、商業環境や住環境・建物事情の改善を図る必要性が

特に高いことから、早急な建替整備が求められています。

そこで、下図にあるような「住宅・店舗の建替に関する課題」をもつエリアの土地・建物権利者を対象に、3月17日に建替事業協力会（仮称）の設立に関する説明会を開催しました。今後、協力会の正式な設立に向けて、規約づくりや会員加入の了解などを行い、具体的な計画図の作成、試算の計算や市への支援協力を要請していきます。なお、世話人とし古日（福）氏と前浜氏の2名が互選されました。



共同建替計画推移



- ◇共同建替ゾーン
→一部修正
- ◇戸建ゾーン
→福祉・医療施設

共同建替促進事業の概要

1. 事業主体：南大浦地区共同建替事業組合
2. 事業場所：長崎市相生町2番地ほか
3. 目的：エリア内の老朽市場2棟と老朽家屋15棟の建替え促進と周辺道路の拡幅により、居住環境の改善と防災・安全性の向上を図る。
4. 事業費： 総事業費 1,298百万円
（設計費、建築費、調査費、測量費 等）
うち補助の合計482百万円
 - ・平成26年度 共同住宅基本設計、共同住宅実施設計、解体工事等
 - ・平成27年度 建築工事費・工事監理費 等
 - ・平成28年度 建築工事費・工事監理費 等※建築工事費(全体)：684百万円
うち国・市補助：61百万円(約9%)
※補助対象施設・・・通路、供給処理施設
共用通行部分等の一部又は全部

共同住宅概要



完成イメージ図
(平成28年12月完成予定)



建築概要

場所 長崎市相生町
商業地域(建蔽率80/容積率400)
準防火地域、防災再開発促進地区

敷地 656.70m²
構造 鉄筋コンクリート造12階
建築 347.56m²
延床 3,375.04m²
戸数 33戸

共同住宅広報PR





新発表



南山手の
Sに住もう。

南山手にありながら、都市スタイルを使いこなす。
歴史ある地を誇りながら、快適でゆとりの暮らしを楽しむ。
この地には、さまざまなSクラスのライフスタイルがある。

SOUTH STATUS STYLE SLOW

「ビバシティ南山手 五番館 HILL SIDE」
誕生。

STYLE

STATUS

SLOW

SOUTH

ビバシティ南山手
五番館
HILL SIDE

SOUTH

南側から見た南山手の風景。南山手の歴史ある地を誇りながら、快適でゆとりの暮らしを楽しむ。

STYLE

南山手にありながら、都市スタイルを使いこなす。

STATUS

南山手にありながら、都市スタイルを使いこなす。

SLOW

南山手にありながら、都市スタイルを使いこなす。



第26回住宅市街地整備推進協議会全国会議

住宅市街地総合整備事業（効果促進事業）

老朽危険空き家対策事業

長崎市まちづくり部まちづくり推進室

平成28年5月

平成25年住宅・土地統計調査（総務省統計局）

	長崎市	全国
住宅総数	230,500戸	60,628,600戸
空き家数	33,870戸	8,195,600戸
空き家率	14.7%	13.6%

長崎のまちなみ

- ・ 長崎港を囲むすり鉢状の地形
 - ・ 既成市街地の約7割が斜面地
-
- ・ 相続者が県外へ流出
 - ・ 車社会となり便利な場所への移転
 - ・ 建築基準法における接道条件に
不適合の空き家が増加



利用意向がない、建替えが困難

空き家を放置



老朽危険空き家の増加



【長崎市老朽危険空き家対策事業】

○事業目的

市民の安全安心を確保するため、長年にわたって使用されず、適正に管理されていない老朽危険空き家のうち、所有者からその建物及び土地を本市に寄附されたものを除去し、跡地を公共空間として利用することで、住環境整備等の推進に資することを目的とする。

○対象区域

既成市街地 330町丁目 A＝約3,900ha

対象となる土地・建物の条件

区分	条件
土地	① 長崎市に寄附等ができること。 ② 土地に物件又は賃借権が設定されていないこと。 ③ 急傾斜地、土砂流出危険区域等で維持管理に支障をきたすおそれがないこと。 ④ 寄附等後に災害防止等の措置が必要でないこと。 ⑤ 維持管理に係る地域住民等の同意が得られるもの。ただし市長が特に必要があると認めるときは、この限りでない。 ⑥ 土地の所有者が市税を完納している。
建物	① 木造建築物又は軽量鉄骨造建築物であること。 ② 長崎市に寄附ができること。 ③ 借地上に建っている建物にあつては、借地権設定者が借地権者に貸している土地を、長崎市へ寄附することができること。 ④ 建物に、物権又は賃借権が設定されていないこと。 ⑤ 建物の所有者が市税を完納していること。

除却実績

【主な不採択理由】

- ①非老朽化、②立地条件、
- ③寄附に対する承諾が得られない、
- ④対象区域外等

年度	相談・申込件数	不採択	除却件数
18	32	26	6
19	77	70	7
20	50	42	8
21	49	42	7
22	66	63	3
23	29	25	4
24	48	44	4
25	53	51	2
26	28	25	3
合計	432	388	44

除却の決定

相談受付（所有者または相続人、近隣住民等）

- ・ 現地調査
 - ・ 権利関係等調査
- ⇒ 周囲への危険度・老朽度等の判定
⇒ 所有者の寄附に対する同意 など

地元自治会との跡地利用についての協議

- ・ 活用方法の協議
- ・ 地元管理の意向確認

関係課長会議

- ・ 当該年度実施事業の優先順位の決定

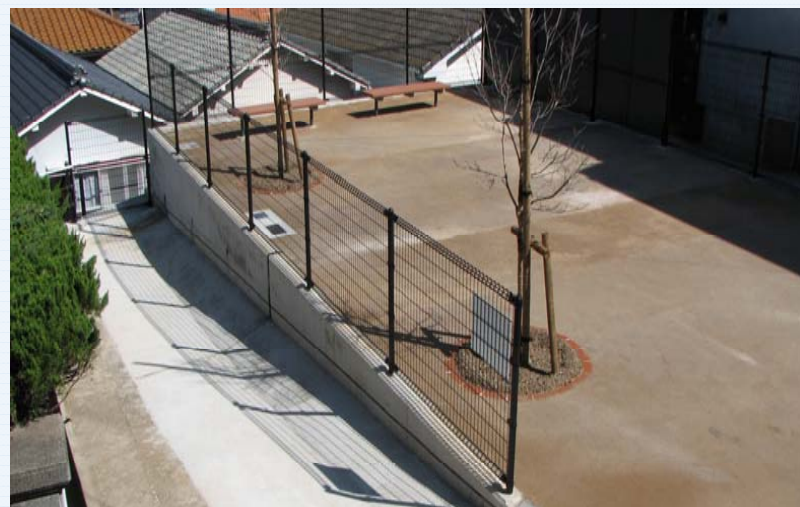
解体・跡地整備

除却前後比較写真①

除却前



除却後



通学路の拡幅、ポケットパーク



駐輪場

除却前後比較写真②

除却前



除却後



ポケットパーク

4 事業の経過

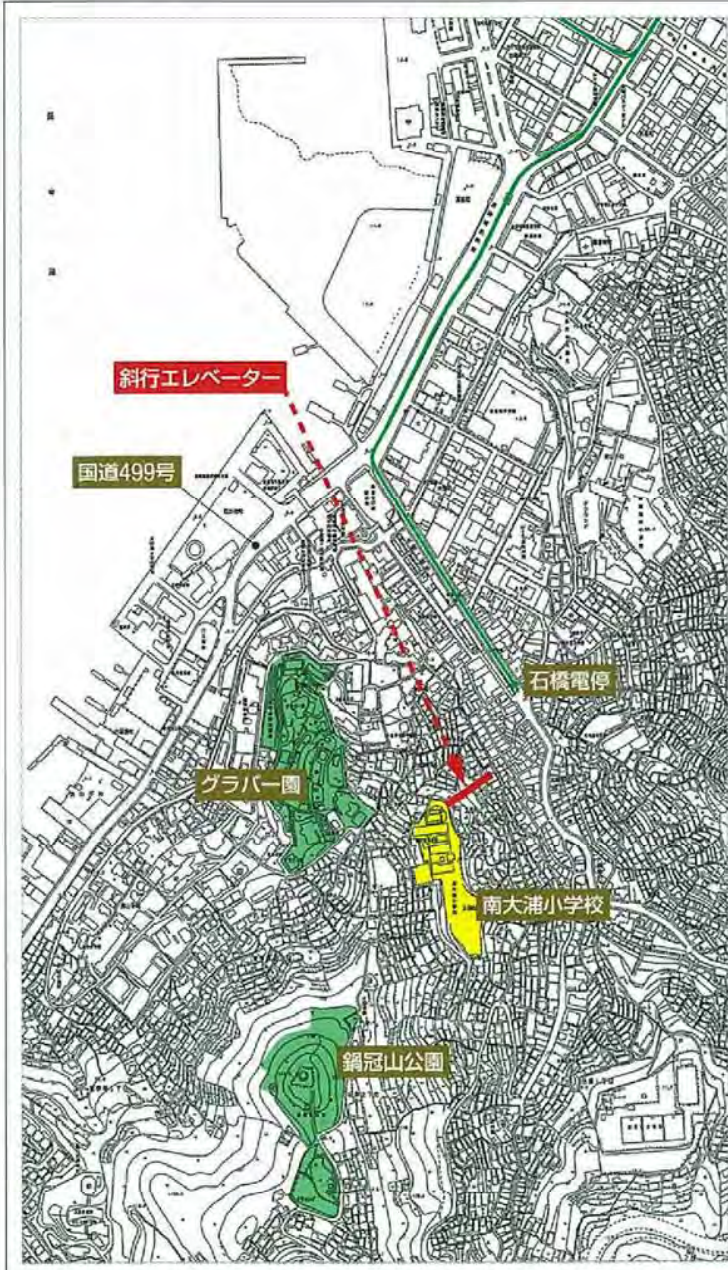
【都市計画決定】 平成9年4月10日
 【路線名】 都市計画道路南大浦線
 【区間】 起点 上田町 ～ 終点 相生町
 【延長】 160m(幅員12m)
 【高低差】 50m(傾斜角度31度)

【事業認可】 平成9年7月8日
 【認可区間】 上田町(大浦市場裏)～ 相生町(南大浦小下)
 【事業期間】 平成9年度～14年度
 【事業費】 約1,390,000千円

位置図



付近詳細図



交通アクセス

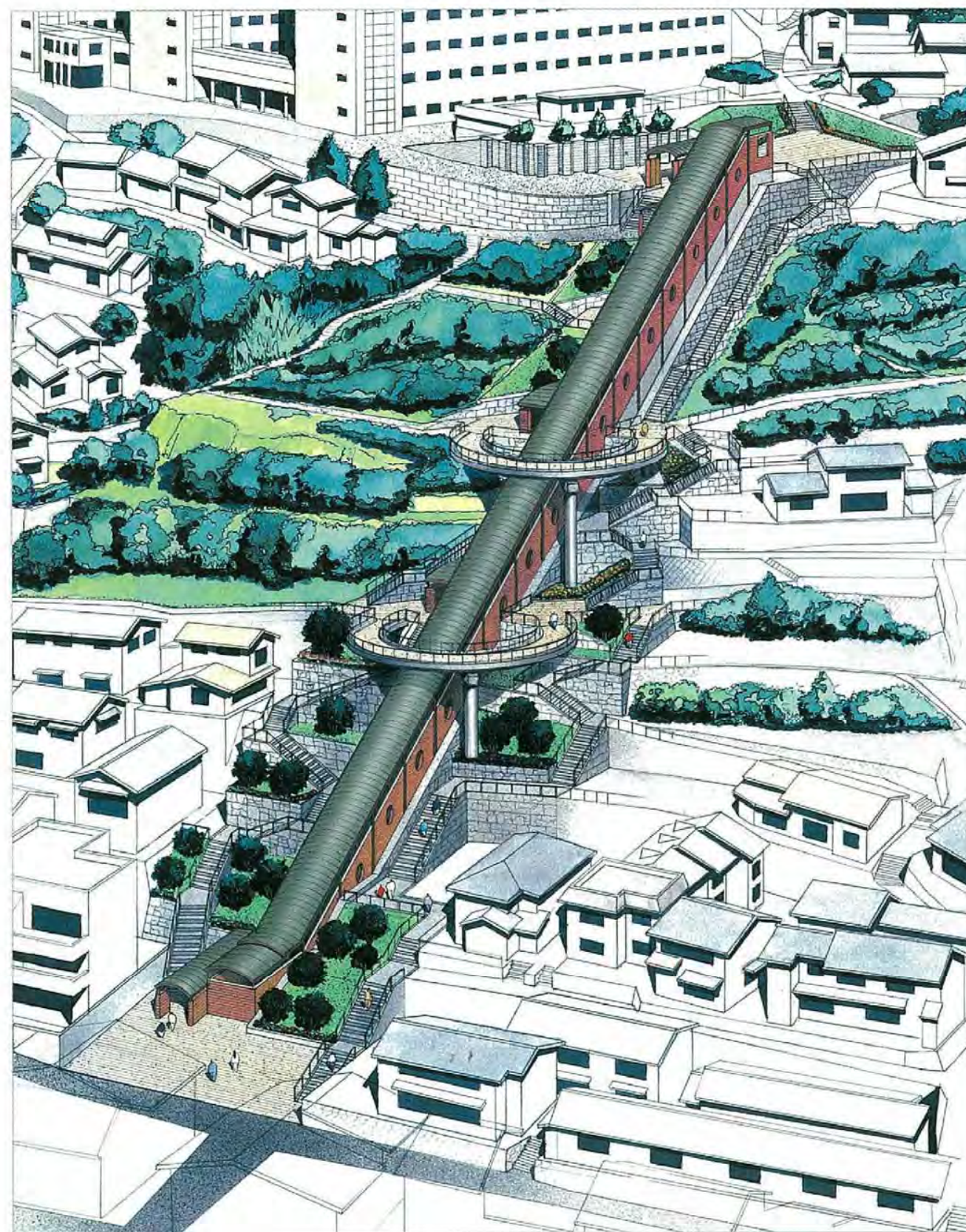
路面電車: 長崎駅前から1番系統で築町下車、5番系統へ乗り継ぎ石橋下車徒歩1分
 バス: 長崎駅前東口から、長崎バス60番系統田上行(又は大平橋行)で石橋下車徒歩1分
 タクシー: 長崎駅前から約10分

お問い合わせ

長崎市 都市計画部交通企画課
 〒850-8685 長崎市桜町2番22号 TEL.095-829-1170 FAX.095-829-1168
 [E-mail] kotsu@city.nagasaki.nagasaki.jp

坂の町ながさき

都市計画道路南大浦線(斜行エレベーター)



平成13年3月

長崎市

1 はじめに

長崎市は地形的制約から平坦部が少なく、斜面地に市街地が发展してきました。

しかしながら、斜面市街地では車をはじめとした交通機関が利用できないため、近年、高齢化や人口流出、家屋の老朽化が進んでいます。

したがって、斜面地の住環境を改善するためには、地区の特性に応じた交通環境を改善することが必要不可欠であるものと考えています。

このたび、その一環として、南大浦地区において「都市計画道路南大浦線」を整備し、街路事業では全国ではじめての試みとなる「斜行エレベーター」を導入することにしました。

斜行エレベーターは、徒歩しか交通手段のない斜面市街地において、交通弱者といわれる高齢者や障害者の方でも安全で快適に移動できる新しい交通手段として、これまでの道路機能を飛躍的に向上することにより、斜面地の再整備に大きな役割を果たすことができるものと期待されています。

2 南大浦地区における斜行エレベーター導入の必要性

市の都心南部に位置する南大浦地区は、斜面に密集住宅地が広がる典型的な斜面市街地となっており、傾斜がきつく、道路整備も困難であるため、住民の多くは日常的に長距離の階段昇降を余儀なくされています。

市内にはこのような斜面地が多数ありますが、南大浦地区はその中で以下の特性を持ち、整備効果が最も高い地区であることから、斜行エレベーターを導入することにしました。

- ① 上部終点付近は水平方向に住宅地が広がり日常の足としての需要が見込まれる。
- ② 最上段に近接して南大浦小学校があり通学路としての活用が可能である。
- ③ 下部に大浦地区全体の日常生活の核となっている商店街があり、広範囲からの利用が見込まれる。
- ④ 下部起点付近にバス停及び電停があり、公共交通との連携が可能である。
- ⑤ 上部西側にグラバー園が立地し、将来的には新たな観光ルートとしての活用も可能である。

南大浦地区の現況（赤い部分が斜行エレベーター）

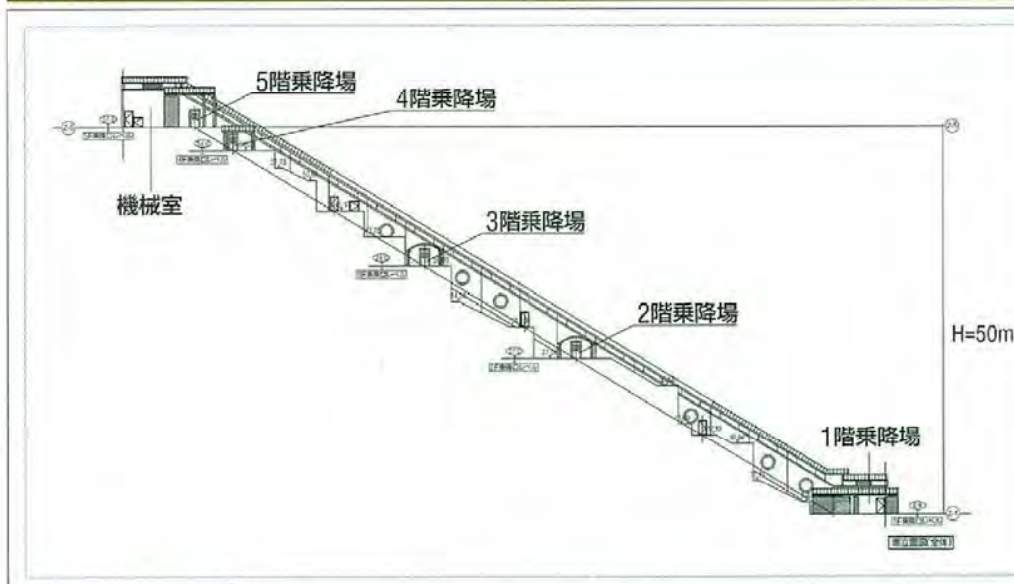


3 斜行エレベーターの整備内容

2階・3階・4階乗降場のイメージ



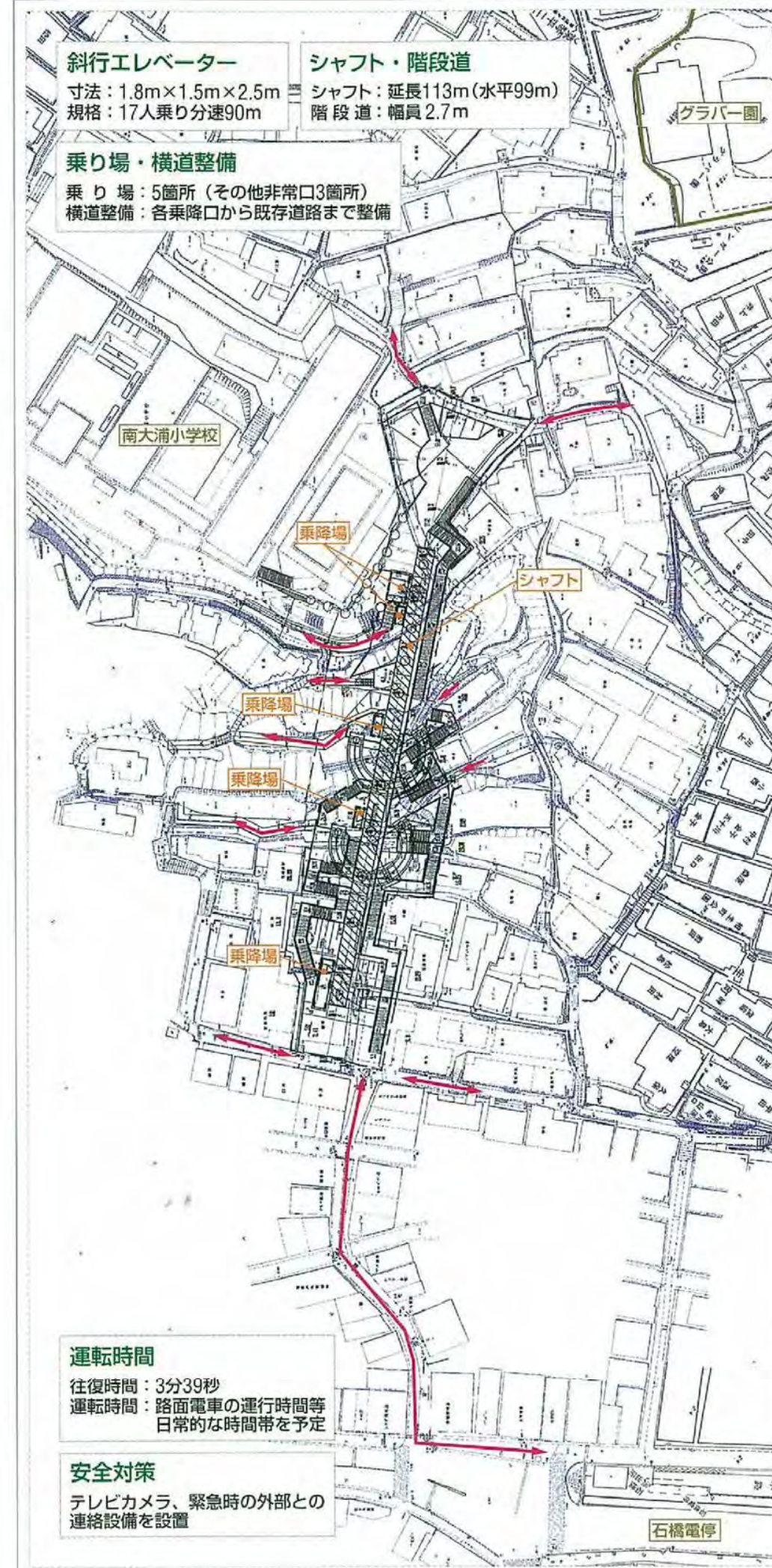
断面図



1階広場付近のイメージ

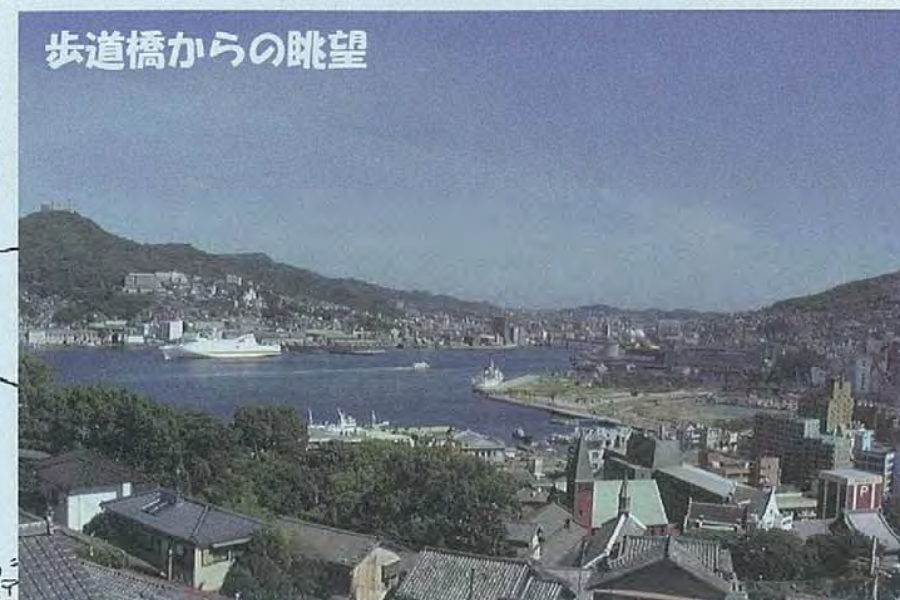


平面図

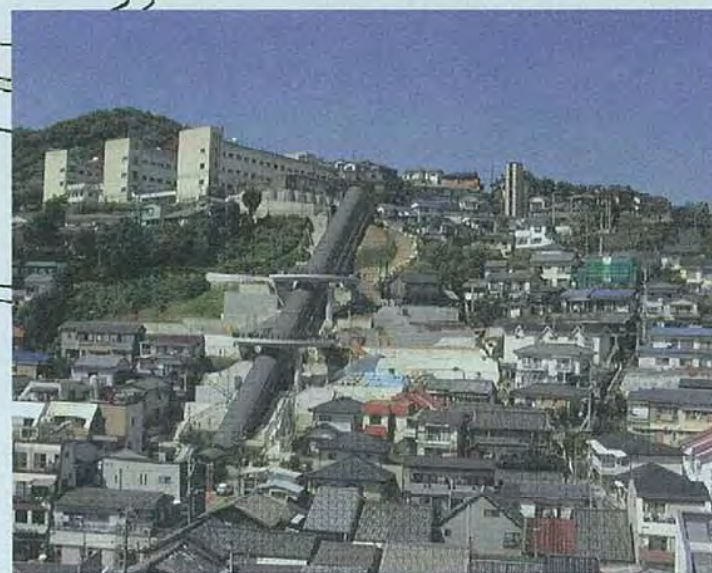


都市計画道路 南大浦線 (垂直エレベーター)

歩道橋からの眺望



南山手の新ルート「グラバースカイロード」



平成15年5月

長崎市

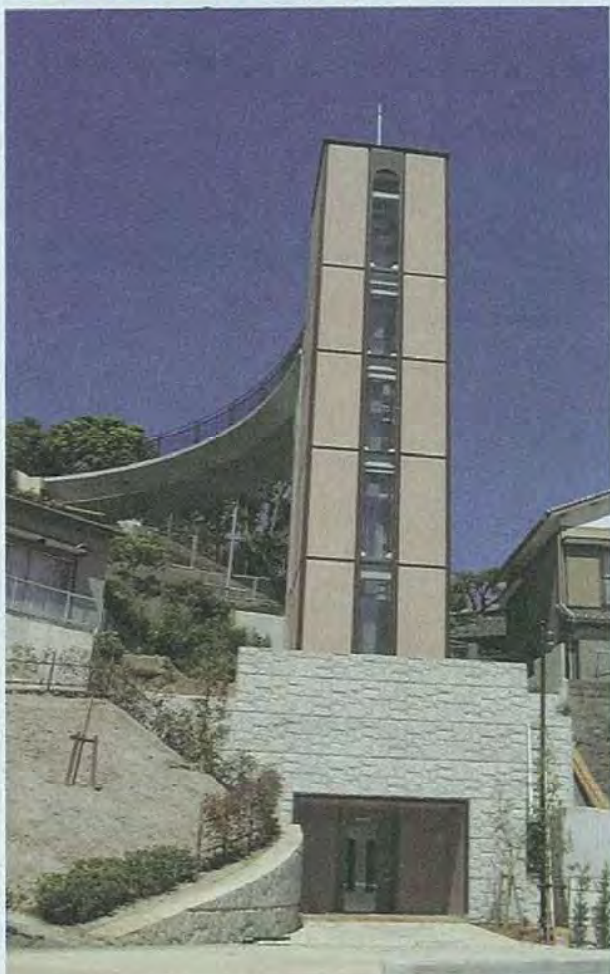
お問い合わせ先
長崎市 都市計画部 交通企画課
〒850-8685 長崎市桜町2番22号
電話 095-829-1170

★グラバースカイロード★

南大浦地区歩行者支援システム整備事業（垂直エレベーター）は、斜面市街地における交通環境の改善と観光資源の活性化を図るため、平成14年7月27日に供用開始した「斜行エレベーター」とグラバー園ドックハウス横を結ぶ道路整備を行ったものです。

この道路整備により、路面電車の石橋電停から大浦商店街を通り、グラバー園や南山手レストハウス（旧清水氏宅）へつながる新しいルートが完成しました。

垂直エレベーター



事業の内容

【都市計画決定（変更）】平成14年3月8日
 【事業認可】平成14年5月10日
 【路線名】8・5・107 都市計画道路 南大浦線
 【区間】相生町～南山手町
 （斜行EV終点広場）（グラバー園ドックハウス横）
 【延長、幅員】延長80m、幅員4m
 【事業期間】平成13年度～平成14年度
 【事業費】約3億2,000万円

エレベーター構造等

【高低差】18m（1階乗降口～3階乗降口間の高低差）
 【乗降口】3箇所（1階、2階、3階）
 【エレベーター規格】：11人乗、速度60m/分
 寸法(W)1.4×(L)1.35×(H)2.3
 【運行時間】6:00～23:30
 【往復時間】1分36秒（片側各階停止で片側ノンストップ）
 【利用料金】無料
 【歩道橋】橋長23m、有効幅員3m、鋼橋
 【安全対策】監視カメラ、非常ボタン、インターホン
 により外部との連絡設備設置

グラバー園から見た垂直エレベーター

